

第2回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告事項

返還事務の取組状況、返還免除基準、住民監査請求の結果等について事務局から報告を受け、了解された。

2 意見聴取

(1) 失業等により収入が減少したことによって奨学金の返還が困難となった者に対する対応について

以下のとおり事務局から説明を受け、承認することとされた。

ア 現状と課題

前年の収入によって返還免除の所得判定を行うため、免除申請をする時点で失業、営業不振等により無収入となっていたり、収入が大幅に減少したりしていても考慮されないことになっている。

そのため、借受者の実態に即した対応をとるために、返還猶予制度を適用する。

イ 対応

失業、営業不振等により、無収入となった場合、又は収入が大幅に減少した場合（ ）、当該年の課税証明書が発行される時期（翌年6月）まで判定を保留し、当該年の課税証明書を確認したうえで、返還を1年間に限り猶予する。

次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合とする。

（ア）奨学金の返還免除の申請をしても、免除基準（生活保護基準の1.5倍）に該当しないこと。

（イ）当該年における借受者（借受者が貸与時の父母と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしているときは借受者の属する世帯、借受者が規則第2条第3項各号のいずれにも該当するときは貸与時の父母）の収入の総額が、前年（事業所得の場合は過去3年間の平均）と比較して3分の2以下に減少し、免除基準（生活保護基準の1.5倍）以下となること。

収入が減少していれば、当該年の課税証明書には収入状況が反映されるので、翌年度に改めて免除申請を受ける。

当該年の課税証明書の提出を受けて、返還免除基準を上回っていた場合は、猶予をせずに返還を求める。

(2) 奨学金の返還に応じていただけない場合の対応について

ア 今後の取組について

以下のとおり事務局から説明を受け、基本的な方向性として承認することとされた。また、できる限り滞納にならないように、更に丁寧な説明を行うよう、委員長から依頼された。

奨学金の返還に応じていただけない場合の今後の取組については、おおよそ以下のとおりである。

返還の履行期限まで

奨学金制度の見直しについて、お詫びとともに、制度変更、免除、猶予等について丁寧な説明を行い、借受者の理解が得られるよう努力する。

返還免除基準に該当しない借受者等に対し、納入通知書を順次発行しているが、できる限り自主的な返還がなされるよう今後も丁寧な相談・指導を行っていく。

返還の履行期限の経過後

履行期限が経過しても返還金が納入されないときは、督促・催告を的確に行っていく必要があるが、同時に、できる限り自主的な返還がなされるよう誠意をもって相談・指導を行っていく。

その後も、粘り強く納入の相談・指導を行ったうえで、それでもなお資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じていただけない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、奨学金返還請求訴訟を提起することを検討する。

また、場合によって、民事調停や支払督促の手段を採ることも検討する。

いつ、どのような場合に、どのような手段をとっていくのかについては、具体的な事例に応じて、監理委員会の事前審査を行っていただく。

最終的な法的措置

正当な理由なく返還に応じていただけないまま、本市が奨学金返還請求訴訟に勝訴し、判決が確定すれば、最終的には、給与の差押え等の強制執行を行うことも可能となる。

イ 延滞利子の取扱基準

以下のとおり事務局から説明を受け、「正当な理由」の取扱いについては、承認することとされた。「正当な理由」に該当するとして延滞利子を免除したときは、委員会に報告するよう、委員長から依頼された。

延滞利子の利率（年14.5%）については、引き下げる方向で見直すよう、委員会として意見が述べられた。次回の委員会で、事務局から見直し案を提案することとされた。

趣 旨

正当な理由がなくて、貸与を受けた奨学金等を返還すべき期日までに返還しなかった借受者は、年率14.5パーセントの延滞利子を支払わなければならないこととなっている。

この「正当な理由」の取扱いを定める。

「正当な理由」の取扱い

「正当な理由」があるときとは、次の場合をいうものとする。

奨学金等の返還が著しく困難な場合（返還免除基準に該当する場合）において、滞納金を一括返還し、又は滞納金の返還を本市が承認した誓約どおりに履行した場合

所在不明等のため請求が届かないまま履行期限が経過した場合

その他、借受者本人の責に帰することができない事由により延滞利子が生じる等、延滞利子を請求することが相当でないと判断できる場合

3 その他

次回の委員会は、平成22年6月を目途に開催し、取組状況の報告、延滞利子の利率の見直しの検討等を行うこととされた。